

## 県民まちなみ緑化事業実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、都市地域において、環境改善や防災性の向上等を図るために県民が実施する緑化活動に対し、兵庫県が県民緑税を財源として補助を行う県民まちなみ緑化事業に関し必要な事項を定める。

### (内 容)

第2条 県民まちなみ緑化事業の内容は、第5条に定める市町が作成する地区緑化計画に整合する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般緑化
- (2) 校園庭・ひろばの芝生化
- (3) 駐車場の芝生化
- (4) 建築物の屋上緑化・壁面緑化
- (5) 大規模都心緑化

2 前項各号に掲げる事業の補助内容は、別表1から別表5までに定めるものとする。

3 販売用資産等において販売を目的として所有者、販売事業者、管理者等が実施する緑化は補助対象外とする。

### (対象者)

第3条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事業の対象者は、国、地方公共団体、公社等を除く次の各号に掲げる者(以下「住民団体等」という。)とする。

ただし、前条第1項第2号に掲げる事業において、芝生化箇所の利用・維持管理を複数の者が行う場合は、これらの者(土地所有者又は管理者を含む)で構成される団体(以下「芝生化実行委員会」という。)とする。

- (1) 構成員が概ね10名以上で、かつ、年間を通じて恒常的に活動を行っている自治会、婦人会、老人会など地域を基盤として活動する団体及び地域住民の参画により緑化など一定のテーマを目的として活動に取り組む団体
- (2) まとまった面積の緑化が可能な土地の所有者・管理者等
- (3) その他知事が適当と認める者

2 前条第1項第1号に掲げる事業のうち別表1に掲げる一般緑化(修景)の対象者は、原則として前項第1号に掲げる団体とする。

3 前条第1項第5号に掲げる事業の対象者は、法人、個人、住民団体、市町等で構成される団体(以下「協議会」という。)とする。

### (対象地域)

第4条 第2条第1項第1号から第4号までに掲げる事業(校園庭の芝生化を除く。)の対象地域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法第7条に規定する市街化区域
- (2) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち都市計画法施行条例第4条に規定する指定区域及び同条例第8条に規定する特別指定区域

- (3) 都市計画法第8条に規定する用途地域が定められた区域
  - (4) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(以下「緑条例」という。)第9条第1項第4号に規定する区域
  - (5) 前4号に準ずる区域として別に定める区域
- 2 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業(校園庭の芝生化を除く。)を前条第1項第1号に掲げる者が公共用地において実施する場合には、前項の規定にかかわらず、対象地域は次の各号に掲げる区域とする。
- (1) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域
  - (2) 緑条例第9条第1項第3号に規定する区域
  - (3) 前項第4号及び第5号に掲げる区域
- 3 第2条第1項第1号に掲げる事業のうち一般緑化(修景)は、前項に定める区域から眺望可能な区域も対象とする。
- 4 第2条第1項第2号に掲げる事業のうち、校園庭の芝生化の対象地域は、県下全域とする。
- 5 第2条第1項第5号に掲げる事業の対象地域は、国勢調査の結果による人口集中地区内に所在する駅から半径概ね1キロメートル圏内の区域とする。

(市町緑化計画の作成等)

第5条 市町長は、市町の関連施策との整合を図るとともに、環境改善や防災性の向上等を図る観点から、市町域の適当な区域ごとに地区緑化計画を作成し、当該計画を事業実施予定箇所を所管する県民局長又は県民センター長(ただし、神戸県民センター管内は知事、阪神南県民センター管内は阪神北県民局長、西播磨県民局管内は中播磨県民センター長)に提出することとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 第2条第1項各号に掲げる事業による補助を受けようとする者は、別に定める申請書に必要事項を記入の上、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、別表1から別表5までに定めるところにより補助する。
- 3 別表1から別表5までにより難しいときは、別途協議による。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条、第6条関係）

一般緑化			
一般緑化の補助内容は下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。			
植栽			
（補助条件） ・最小規模は30㎡とする。 ただし、第3条第1項第2号に掲げる者が実施する場合は100㎡とする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（苗木、多年草、肥料等、支柱、その他の資材費） 施工費及び諸経費	1/2 以内	5,000 円	250 万円
ただし、第3条第1項第1号に掲げる者が公共用地において実施する場合は、以下のとおりとする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
上記補助対象のうちの緑化資材費、補助事業の対象となる者自らによる施工が困難な工事にかかる施工費及び諸経費	10/10 以内	8,000 円	400 万円
生垣			
（補助条件） ・道路に面した土地であること。 ・延長5m以上とすること。 ・樹高1m程度の常緑樹を1m当たり2～3本植栽すること。			
補助対象	補助率	m限度額	限度額
緑化資材費（苗木、肥料等、支柱、その他の資材費） 施工費及び諸経費	1/2 以内	5,000 円	75 万円
戸建て住宅、その他これらに類する建築物の生垣設置は、連たんする敷地で行う緑化を対象とする。			
修景			
周囲の景観を著しく害する土地における修景を図ることを目的に、次の各号で実施する植栽帯の整備による緑化とする。 （1）土石採取跡地 （2）廃自動車置き場等 （補助条件） ・最低本数は、高木のみの場合は10本、低木のみの場合は100本とする。 なお、高木と低木が混在する場合は、高木1本を低木10本に換算する。			
補助対象	補助率	限度額	
緑化資材費（苗木、多年草、肥料等、支柱、その他の資材費）及び諸経費	10/10 以内	100 万円	

別表2（第2条、第6条関係）

校園庭・ひろばの芝生化			
校園庭・ひろばの芝生化の補助内容は下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。			
校園庭・ひろばの芝生化			
（補助条件） ・最小規模は30㎡とする。 ただし、第3条第1項第2号に掲げる者が実施する場合は100㎡とする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費）施工費及び諸経費	1/2 以内	100㎡以上300㎡未満	2,000円
		300㎡以上	1,500円
校園庭の芝生化において、ポップアップ式スプリンクラー、井戸等を設置する場合、㎡限度額500円・限度額50万円を加算	1/2 以内	100㎡以上300㎡未満	2,500円
		300㎡以上	2,000円
ただし、第3条第1項第1号に掲げる者又はその者を含む芝生化実行委員会が、公立学校、実施箇所が公開される私立学校等又は公共用地で実施する場合は、以下のとおりとする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
上記補助対象のうちの緑化資材費、補助事業の対象となる者自ら施工可能な芝張りに要する経費を除く施工費及び諸経費	10/10 以内	30㎡以上100㎡未満	4,000円
		100㎡以上300㎡未満	3,200円
		300㎡以上	2,400円
校園庭の芝生化において、ポップアップ式スプリンクラー、井戸等を設置する場合、㎡限度額1,000円・限度額100万円を加算	10/10 以内	30㎡以上100㎡未満	5,000円
		100㎡以上300㎡未満	4,200円
		300㎡以上	3,400円

別表3（第2条、第6条関係）

駐車場の芝生化			
<p>駐車場の芝生化の補助内容は下表のとおりとする。                  実施箇所については、外部から視認可能、又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。</p>			
駐車場の芝生化			
（補助条件）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最小規模は100m<sup>2</sup>とする。</li> <li>・ 駐車区画等の緑化率は概ね50%以上とすること。</li> </ul>			
補助対象	補助率	m <sup>2</sup> 限度額	限度額
緑化資材費（芝生等多年草、芝生等保護材、碎石、敷砂、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	10,000 円	250 万円
ただし、第3条第1項第1号に掲げる者が公共用地において実施する場合は、以下のとおりとする。			
補助対象	補助率	m <sup>2</sup> 限度額	限度額
同上 ただし、施工費は緑化資材費に0.25を乗じた額を上限とする。	10/10 以内	15,000 円	375 万円

別表4（第2条、第6条関係）

建築物の屋上緑化・壁面緑化			
<p>建築物の屋上緑化・壁面緑化の補助内容は下表のとおりとする。                      実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。</p>			
建築物の屋上緑化			
<p>（補助条件）                      樹木による屋上緑化                      ・最小規模は100㎡とする。                      ・土壌厚は30cm以上とすること。</p>			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（苗木、植栽基盤、肥料等、地下支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	25,000 円	250 万円
<p>芝生等多年草（原則としてセダム等多肉植物、コケ類は除く）による屋上緑化                      ・最小規模は100㎡とする。</p>			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（芝生等多年草（原則としてセダム等多肉植物、コケ類は除く）植栽基盤、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	10,000 円	250 万円
建築物の壁面緑化			
<p>（補助条件）                      基盤造成型の壁面緑化                      ・最小規模は100㎡とする。</p>			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（多年草（原則としてセダム等多肉植物、コケ類は除く）、木本類、植栽基盤、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	25,000 円	250 万円
<p>登はん型、下垂型の壁面緑化                      ・壁面に100㎡以上の誘引資材を設置すること。                      ・植栽基盤の横幅は10m以上とすること。                      ・ツル性植物（木本類又は多年草）を1mあたり3～5本植栽すること。</p>			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（ツル性植物（木本類又は多年草）誘引資材、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	5,000 円	75 万円

別表5（第2条、第6条関係）

大規模都心緑化		
大規模都心緑化の補助内容は下表のとおりとする。		
大規模都心緑化		
（補助条件）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最小規模は1,000㎡以上とする。</li> <li>・ 協議会が策定した「都心緑化計画」に基づく歩行者空間を豊かにする緑化であること。          なお、都心緑化計画には、協議会の構成員及び役割分担、テーマ性や特色を明示した緑化整備計画、維持管理計画、資金計画等を記載しなければならない。</li> <li>・ 道路管理者が法律に基づく管理権限で行う道路の保全や歩行者、自転車の安全確保、騒音等の環境対策上必要な緑化（並木、植樹帯）の区域は対象としないこと。</li> </ul>		
補助対象	補助率	限度額
緑化資材費、施工費及び諸経費	1/2 以内	2,500 万円